

安平町自治推進委員会条例(案)

逐条解説

平成 25 年 10 月

安平町町民自治推進委員会条例

(設置)

第1条 この条例は、安平町まちづくり基本条例（平成●年条例第●号。以下「基本条例」という。）第41条の規定により、安平町町民自治推進委員会（以下「委員会」という。）の設置について規定する。

【趣旨】

安平町まちづくり基本条例第41条に規定するこの委員会は、地方自治法第138条の4第3項に定める審議会であり、町長の諮問機関として、まちづくり基本条例と町民参画推進条例の運用及び見直しを主な業務とし、まちづくり基本条例で規定するまちづくりを実現するため、町民自治の推進を図るため設置するものです。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は建議する。

- (1) 基本条例の運用状況及び見直しに関する事項
- (2) 安平町町民参画推進条例（平成●年条例第●号）第12条に定める事項
- (3) その他町長が特に必要と認める事項

【趣旨】

まちづくり基本条例の精神は、町民自治・町民参画であり、町民と町が協働でまちづくりを進めていこうとするものです。お互いの信頼関係が必要であり、委員会は、町長の諮問機関として調査審議答申し、さらに建議機関として意見を述べるとしてしています。

【解説】

第1号：基本条例の運用状況及び見直しに関する事項

基本条例は、第1章 総則、第2章 情報の公開と共有、第3章 町民参画の推進 第4章 協働と連携協力 第5章 政策活動の推進、第6章 行政組織と職員 第7章 議会の役割、第8章 町民、町長及び職員の責務、第9章 町民自治推進委員会と実効性の確保、で構成されている非常に範囲の広い条例です。

委員会は、この条例が町民、議会、町によって遵守され、かつ実行されているかを確認し、条例の適正な運用を図るものとし、その会議は情報公開条例の規定どおり原則公開とし、会議の概要や答申、建議も公表します。

第2号：安平町町民参画推進条例第12条に定める事項

町民参画推進条例第12条に定める事項とは、町民参画の対象としなか

ったものの緊急性の検証、町民参画の実施状況の評価や制度としての運用状況、条例の見直し等を審議します。

第3号：その他町長が特に必要と認める事項

社会情勢の変化や住民ニーズ等で町長が必要と認めた事項をその都度審議します。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(1) 安平町町民参画条例施行規則（平成●年規則第●号）第5条の規定により選任した町民

(2) 学識経験者

(3) 地域コミュニティ団体の構成員

(4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合は、前任者の再任期間をもって新たな委員を委嘱する。

【趣旨】

広範に町民を巻き込んでまちづくりを進める方法として、第1項第1号において、無作為で選んだ町民の中から参加希望者を募り、サイレントマジョリティ（物言わぬ多数派）の意見を政策反映させようとする無作為抽出選任委員制を導入しています。これは、従来の公募型と比べて、より広範な町民と共に政策を立案し、企画していく際の手法として注目されていて、有志参加であるがゆえに「一部の町民」しか参加していない、という批判にも応えられるものです。また、公募委員としては、一般公募ではありませんが、第1項第3号の地域コミュニティ団体の構成員は、地域代表として選考され、自らが応募する委員となります。

【解説】

(第1項)

委嘱する委員を20人以内としたのは、町民の健全で多様な感覚に基づく審議の重みを想定して、少人数では一人ひとりの負担が大きいため20人としています。

(第1項第1号)

安平町町民参画条例施行規則第5条の規定により選任した町民とは、無作為抽出選任委員として、住民基本台帳から無作為に抽出した多くの町民の中から、参加を希望する人をいいます。

(第1項第2号)

「学識経験者」とは、専門的知識を持ち、審議に適切な意見とアドバ

イスを与えることができる人います。

(第1項第3号)

地域コミュニティ団体の構成員とは、自治会町内会を基本としていますが、代表者に限らず、その構成員を含めて選考するものとします。

(第1項第4号)

前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者とは、特に専門知識を必要とする事案や男女委員の構成割合に配慮が必要な場合等に適用します。

(第2項)

任期は、審議の内容が単年度で判断できるものでなく、また時代の推移を把握する必要性から、継続して審議するものであるため、2年としています。

(第3項)

欠員が生じた場合に、新たに委員を任命した時の任期は、前任者の残任期間とする規定です。

さらに、審議会等委員は、町民参画推進条例施行規則で、同一審議会での在任期間は最長12年間とする、審議会の兼任は3を限度とする、審議会の男女の構成割合は3割以上に努める等、さらに詳細に規定します。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

【趣旨】

推進委員会の委員長及び副委員長の選考方法及び職務について定めたものです。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

【趣旨】

推進委員会の開催方法、可決方法について定めたものです。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

【趣旨】

推進委員会の庶務を担当する事務局は、基本条例を所管する企画財政課に置くこととします。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

【趣旨】

この条例を施行するに際してその他必要な事項は、町長が規則等により定めることとしますが、委員会の運営に関して、例えば開催時間や開催場所等、委員の仕事等に配慮して委員会自身が定めこととします。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年安平町条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表職名等の欄中「民生委員推薦会」の次に「、町民自治推進委員会」を加える。